

# ペーパーレスニュース

発行No. PL-133

発行者：日本知的財産協会

発行日 2019年4月8日

情報システム委員会

テーマ	デジタルアクセスサービス (DAS) を利用した欧州特許庁 (EPO) との優先権書類の電子的交換を行う際の優先権基礎出願番号の記載方法について
<p>2019年3月に、特許庁から下記の連絡がありましたので、特許庁からの連絡内容のままお知らせいたします。</p>	
<p><b>1. デジタルアクセスサービス (DAS) を利用した欧州特許庁 (EPO) との優先権書類の電子的交換を行う際の優先権基礎出願番号の記載方法について</b></p>	
<p>2018年12月から日本国特許庁 (JPO) は、EPO との間で DAS (※) を利用した優先権書類の電子的交換を行っています。これまで JPO は、出願人等の皆様が JPO に対して EPO への特許出願に基づく優先権主張を行うにあたり、願書や優先権証明書提出書における EPO の優先権基礎出願番号として、EPO から通知されるチェックデジットを含めて記載するようお願いしておりました。</p>	
<p>しかしながら、DAS を利用した優先権書類の電子的交換を行う際、EPO の優先権基礎出願番号にチェックデジットが付いているとエラーが発生し、優先権証明書を入手できない事象が発生しております。</p>	
<p>つきましては、円滑な手続きを行うため、今後 JPO に対して EPO への特許出願に基づく優先権主張を行う際に、DAS を利用した優先権書類の電子的交換を行う場合には、EPO の優先権基礎出願番号に末尾のチェックデジットを記載しないようお願いいたします。</p>	
<p style="text-align: center;">旧記載例：出願番号「19001234.9」 ↓ 新記載例：出願番号「19001234」 ※チェックデジット「.9」を省略。</p>	
<p>(※) JPO は、EPO との間で、以前から利用可能であった二庁間の優先権書類の電子的交換 (二庁間 PDX) に加え、DAS を利用した優先権書類の電子的交換を 2018 年 12 月 1 日に開始しております。なお、二庁間の優先権書類の電子的交換を行う際は、従来通り、チェックデジットを末尾に付した形式で EPO の優先権基礎出願番号を記載ください。</p>	
<p>本件の詳細については、下記 URL を御参照ください。 ・デジタルアクセスサービス [DAS] の参加庁／機関及び優先権基礎出願番号の記載について <a href="https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/yusen/electronic/das/das_sanka.html">https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/yusen/electronic/das/das_sanka.html</a> ・ 欧州特許庁との優先権書類の電子的交換について</p>	

[https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/yusen/electronic/epo\\_ver2.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/yusen/electronic/epo_ver2.html)

特許庁総務部総務課情報技術企画室

電話：03-3581-1101 内線 2505

以上

[委員会担当：佐藤]